

## 宿泊型学習利用促進事業実施要領

### 1 事業の目的

市町村、市町村教育委員会若しくは一部事務組合（以下「市町村等」という。）が学校行事として実施する小中学校等における2泊3日以上宿泊を伴う体験活動（以下「宿泊型学習支援事業（学校行事）」という。）の実施において、家庭の経済的な状況に関わらず、すべての子どもたちが参加できるよう支援する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村等とする。

### 3 事業の内容

本事業は、下記の要件を全て満たした場合に、市町村等に対して補助を行う。

- （1）市町村等は、宿泊型学習支援事業（学校行事）への参加が経済的理由により困難な児童・生徒に対して、体験活動期間中の食費の一部又は全部を免除する。
- （2）対象となる児童・生徒は、就学援助を受けている児童・生徒その他特別な事情により経済的な支援が必要と認められる児童・生徒とする。

### 4 費用

上記2～3の要件を満たした市町村等に対して、下記により補助するものとする。

- （1）免除又は減額する保護者負担額のうち、他法令等で公費負担や補助の対象となる場合は対象としない。
- （2）補助額については、活動期間中に必要な食費について、市町村等が1/3以上の補助を行った場合に食費の1/3以内の額または、一人当たりの上限額2,000円を比較し少ない額とする。

### 5 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村等は、公益社団法人高知県森と緑の会山の学習支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条に定める交付申請書に関係書類（第1号様式 別紙1の2 宿泊型学習利用促進事業計画書）を添付して、宿泊型学習支援事業（学校行事）の実施日までに提出するものとする。

### 6 事業計画の変更

補助金の交付を受けた市町村等が事業計画を変更しようとする場合、交付要綱第8条に定める変更承認が必要な場合には変更申請書に関係書類（第2号様式 別紙1の2 宿泊型学習利用促進事業計画書）を添付して提出するものとする。

## 7 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村等は、交付要綱第9条に定める実績報告書に關係書類（第3号様式 別紙8 宿泊型学習利用促進事業実績報告書）を添付して、本事業が完了した日から30日以内に提出するものとする。